

令和4年度外務省官民連携推進事業（農林水産物・食品輸出促進アドバイザー）  
EU食品規制・政策 モニタリング報告書  
第1回(2023年4月の動向)



**Eurovision & Associates**

2023年5月

日付	対象となる EU 食品 規制・政策	概要	関連機関及び情報ソース
01/04/2023	成分規制	<p>欧州食品安全機関（EFSA）は、EU 市場における食品および飲料に使用されている、ガス類を含む特定の添加物に関するデータを求めている。EFSA は「人による消費を意図した食品および飲料における食品添加物の発生データに関する公募」を通じ、グルコン酸（E 574）および関連食品添加物（E 575-579）、リボスクレオチド（E 626-635）に関する研究やその他データを 6 月 30 日まで募集している。今回の募集では、EU 食品添加物規則（1333/2008）が発効した 2009 年 1 月 20 日時点で既に市場に出回っており、再検査が行われていないガス状の食品添加物のうち以下も対象となっている：二酸化炭素（E 290）、アルゴン（E 938）、ヘリウム（E 939）、窒素（E 941）、亜酸化窒素（E 942）、酸素（E 948）、水素（E 949）、ブタン（E 943A）、イソブタン（E 943B）およびプロパン（E 944）</p>	<p>EFSA :  <a href="https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/2023-03/2023_Call%20for%20food%20additives%20occurrence%20data.pdf">https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/2023-03/2023_Call%20for%20food%20additives%20occurrence%20data.pdf</a></p>
01/04/2023	食品包装	<p>欧州委員会が 2022 年 12 月に提案した物質および混合物に関する分類・表示・包装（CLP）に関する規則（EC）No 1272/2008 改訂に関連し、REACH 規則で採用されている新たな有害物質の分類（ハザードクラス）を定めた委任規則（EU）2023/707 が採択され、4 月 20 日に施行された。この改正により、内分泌かく乱化学物質（EDC）は、人の健康と環境の両面から以下の 2 つのカテゴリーに分けられる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 内分泌かく乱物質であることが既知または推定されるもの</li> <li>2) 内分泌かく乱物質の疑いがあるもの</li> </ol> <p>1)の分類は、ヒトのデータ、動物のデータ、またはヒトや動物のデータと同等の予測能力を有する非動物データのうち、少なくともひとつに基づく必要がある。またこの物質は、内分泌活性を有すること、完全な生命体または子孫に有害作用があること、内分泌活性と有害作用の関連性が生物学的に十分に証明されていることの 3 点すべてに当てはまらなければならない。内分泌活性と有害作用に関する証拠を十分に有さない物質は、カテゴリー2)に分類される。</p> <p>また、2023 年 4 月 20 日から適用される同立法措置では、次のような特性に基づいたハザードクラスが導入される：</p>	<p>欧州委員会委任規則 (EU) 2023/707 :  <a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R0707">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R0707</a></p> <p>ECHA :  <a href="https://echa.europa.eu/-/echa-provides-advice-on-new-hazard-classes-for-substances-and-mixtures">https://echa.europa.eu/-/echa-provides-advice-on-new-hazard-classes-for-substances-and-mixtures</a></p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難分解性、生物蓄積性、および毒性 (PBT)</li> <li>・ 非常な難分解性、非常な生物蓄積性 (vPvB)</li> <li>・ 難分解性、流動性および毒性 (PMT)</li> <li>・ 非常な難分解性、非常な流動性 (vPvM)</li> </ul> <p>これらの分類の定義は REACH 規則に基づいており、公式の同規則文書に詳述されており、生産者は、パッケージのラベル、安全データシート及び REACH 登録書類を更新する必要がある。企業は、物質の場合は 2026 年 11 月、混合物の場合は 2028 年 5 月までの移行期間後、規則を遵守した有害性物質の分類・表示通知が義務付けられる。</p>	
03/04/2023	Pesticide 農薬	<p>欧州委員会は、2023 年 4 月 3 日、農薬の最大残留基準値を遵守し、植物・動物由来の食品に含まれた残留農薬による消費者の体内摂取量を評価するための「2024 年、2025 年および 2026 年の EU の協調的多年度管理プログラム」に関する実施規則(EU) 2023/731 を官報で公布した。これに伴って、実施規則 (EU) 2022/741 は廃止された。加盟国は 2024 年から 2026 年の間に無作為にサンプルを採取し、農薬と製品の組み合わせについて分析することになる。また、ユニット数を含むサンプリング手順は、指令 2002/63/EC に準拠する。加盟国は、2024 年、2025 年および 2026 年に検査したサンプルの分析結果を、当局が定める電子報告フォーマットで、それぞれの年の 8 月 31 日までに提出する必要がある。農薬残留物の定義が複数の化合物（活性物質、代謝物、分解物または反応生成物）を含む場合は、完全な残留物の定義に従って分析結果を報告するものとする。分析結果が個別に測定された場合は別々に提出する。</p> <p>なお、EFSA は、農薬監視計画の設計評価に関する科学的報告書を提出した。同報告書は、最低 32 種類の製品について 683 個のサンプルユニットを抽出することにより、1%を超える最大残留レベル超過率を 0.75%の誤差で推定できると結論付けた。これらの調査には、毎年 1 製品につき最低 12 個のサンプルが必要であり、サンプル収集は人口規模に応じて加盟国に割り当てられる。同規則は 2024 年 1 月 1 日に発効する。</p>	<p>実施規則 (EU) 2023/731 :  <a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0731">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0731</a></p>

03/04/2023	アニマルウェルフェア	<p>EFSA は、子牛のアニマルウェルフェアを向上させるために、子牛を小グループで管理することを農家に提言する報告書を発表した。子牛のアニマルウェルフェアに関する科学的評価に基づく同報告書は、子牛を個別のケージに収容することは子牛のウェルフェアに悪影響を及ぼす可能性があるとして、蓄牛間の社会的接触の重要性を強調した。また、清潔な水や粗飼料へのアクセス、代用乳の使用など、子牛の栄養管理に関する提言も行っている。</p> <p>食肉専門の Euomeat 誌は、農業関係者がアニマルウェルフェアの方針と実践を開発・実施する際に、EFSA の報告書を考慮する必要があると強調している。</p>	<p>Euomeat :  <a href="https://euomeatnews.com/Article-EFSA%3A-House-calves-in-small-groups-to-improve-welfare/6299">https://euomeatnews.com/Article-EFSA%3A-House-calves-in-small-groups-to-improve-welfare/6299</a>  European Food Safety Authority(EFSA):  <a href="https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7896">https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7896</a></p>
03/04/2023	農産品サプライチェーンの不正行為	<p>JRC は、「食品及び飼料法令並びに動物衛生福祉、植物衛生及び植物保護製剤に関する諸規定の適用を確保するために行う公的管理(公的検査)及びその他の公的活動に関する規則 (EU) 2017/625」の第 9 条 (2) が定める規定の解釈及び適用方法の統一を促進することを目的として、規則の実施に関連する課題や機会、優良事例を紹介する専門的な報告書を発表した。同報告書では、どのように農産物のサプライチェーンに関する規則違反を検出するかだけでなく、利益を目的とした事業者による潜在的な詐欺的行為をどのように特定するかを加盟国の所轄当局に向けて解説している。</p>	<p>Joint Research Council :  <a href="https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/bitstream/JRC131525/JRC131525_01.pdf">https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/bitstream/JRC131525/JRC131525_01.pdf</a></p>
03/04/2023	ウクライナ産穀物	<p>ポーランドは、次の収穫期までウクライナの余剰穀物の輸出を促進することに合意した。これは、両国の農務大臣の会談によって決定し、穀物の大量収穫が原因で貯蔵庫不足に直面しているウクライナの農民を支援することを目的としている。ポーランドは、鉄路を通じてウクライナ産の穀物を最大 150 万トン輸出することを目指している。こうした動きは、ウクライナの穀物生産者が直面している貯蔵や輸送問題の軽減に繋がるものとみられている。</p>	<p>Bloomberg:  <a href="https://www.bloomberg.com/news/articles/2023-04-02/a-grain-glut-is-straining-the-goodwill-that-ukraine-badly-needs#xj4y7vzkg">https://www.bloomberg.com/news/articles/2023-04-02/a-grain-glut-is-straining-the-goodwill-that-ukraine-badly-needs#xj4y7vzkg</a></p>
03/04/2023	日本からの輸出に対する規制	<p>欧州委員会は、日本在来種であるマメコガネの EU 内での蔓延阻止に向けた対策案を実施規則として検討している。この実施規則案には、イタリアなど、外来種が既に生息している地域での根絶と拡散阻止のほか、果物、畑作物、芝生、観賞用植物への損害拡大を阻止するための早期発見と予防対策も含まれている。現在、欧州委員会は本計画について協議を行っており、5 月 1 日まで関係者から意見を募集している。</p>	<p>欧州委員会実施規則案 – Arcs (2023)2390160 :  <a href="https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13800-Measures-related-to-">https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13800-Measures-related-to-</a></p>

			<a href="#">Popillia-japonica_en</a>
03/04/2023	食品データ分析	<p>EFSA のアドバイザーグループのデータに関する 2022 年における活動成果を紹介する報告書が発表された。同グループの目的は、デジタル化によって欧州の食品安全と栄養管理をどのように改善できるかを示すことである。2022 年、グループは、EU 加盟国が抱えるデータ管理上の弊害を解決するために 5 つのプロジェクトを立ち上げた。さらに、欧州食品安全システムのデータに関するより詳細で専門的な議論を促進することを目的として、6 つのサブグループを創設した。</p>	<p>EFSA :</p> <p><a href="https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/sp.efsa.2023.e210401">https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/sp.efsa.2023.e210401</a></p>
04/04/2023	農産品輸入不正行為	<p>EU 機関の不正や汚職を取り締まる欧州不正対策局 (OLAF) は、輸入品調査において、輸入された蜂蜜の 46% に砂糖シロップが含まれているという不適切な結果が出たことを受け、蜂蜜への不純物混入がグローバルに起きているのではないかとみている。疑わしい蜂蜜のうち、340 トンは EU の国境で拒否・回収・撤回されたほか、他の食品産業用のシュガーシロップに格下げされた。なお、同局は、低レベルの不純物を検出するには十分な精度を有していないとして、ハチミツの純度を確認するための公式な分析方法が不十分なことを認めている。</p> <p>EU では 40% の蜂蜜が比較的安い価格で輸入されている。例えば、蜂蜜の輸入価格は 1kg 当たり平均 2.23 ユーロなのに対し、2021 年の中国とウクライナからの輸入価格はそれぞれ 1kg 当たり 1.36 ユーロと 1.89 ユーロだった。</p>	<p>欧州不正対策局 (OLAF) :</p> <p><a href="https://anti-fraud.ec.europa.eu/media-corner/news/no-sugar-my-honey-olaf-investigates-honey-fraud-2023-03-23_en">https://anti-fraud.ec.europa.eu/media-corner/news/no-sugar-my-honey-olaf-investigates-honey-fraud-2023-03-23_en</a></p>
04/04/2023	食品規制	<p>イタリア出身で欧州緑グループ・自由連盟所属の Ignazio Corrao 欧州議会議員は、4 月 4 日、公開質問状を発表し、有機塩の規格を定める EU の委任規則案は、海塩の生産に再生可能エネルギーの完全な使用を義務付け、海塩事業を不利な立場に置く可能性があるとして警告した。同議員によると、海塩の 90% 以上が太陽エネルギーと風力エネルギーによって生産されており、残り 10% はバーナーを使い水分を飛ばすことで生産されている。しかしこの規則案は、有機認証を受けるためには海塩を再生可能エネルギーのみで生産する必要があるとしている。そのため同議員は「生産工程の変換にかかるコストは極めて大きい」と述べ、海塩生産者の負担増加に対する調査がなされているのかを質問した。</p> <p>同議員はさらに、岩塩がすでに乾燥状態で抽出されていることを指摘し、委任規則に岩塩が</p>	<p>書面での回答を求める公開質問状</p> <p>E-001142/2023 to the Commission on Regulation (EU) 2018/848 :</p> <p><a href="https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-9-2023-001142_EN.html">https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-9-2023-001142_EN.html</a></p>

		含まれていることに疑問を呈した。また、有機認証が塩の市場を歪める危険性を考慮し、欧州委員会はその製品に有機認証を適用しないことを検討したのか、と強調した。さらに、この委任規則は、エネルギーの使用のみに基づく有機認証を規定しており、海塩生産を差別的に扱うものだ、と述べた。欧州委員会の関係者は先月、欧州議会に対し、岩塩は EU の枠組み有機規則（2018/848）に含まれているため、委任規則の対象となると述べていた。	
05/04/2023	ウクライナ産穀物	ポーランドの Grzegorz Puda 農業大臣は 4 月 5 日、ウクライナ産穀物の輸入に関する政府方針と対立し、辞任した。同大臣は、政府はポーランドの農家を十分に支援していないにも関わらず、ウクライナ産穀物の輸入に対しては寛容であると批判した。これに対して政府は、ウクライナからの穀物輸入は EU の規制に従っており、同大臣の批判は正当化されないと反論した。同大臣の辞任は物議を醸し、ポーランド・ウクライナ間における農業分野の緊張関係を浮き彫りにした。	Deccan Herald : <a href="https://www.deccanherald.com/international/world-news-politics/polish-agriculture-minister-quits-over-ukraine-grain-influx-1206903.html">https://www.deccanherald.com/international/world-news-politics/polish-agriculture-minister-quits-over-ukraine-grain-influx-1206903.html</a>
05/04/2023	農薬規制	欧州委員会は、欧州市民イニシアチブ（ECI）「ミツバチと農家を救え！健全な環境の実現に向けた、ミツバチに優しい農業をめざして」に対する回答を行った。欧州委員会は、同イニシアチブの重要性を認識し、気候変動や汚染、生物多様性の損失などの環境危機が、欧州の農業と食糧安全保障に深刻な課題を突きつけている、とした。また欧州委員会は、EU内の送粉者の保護および回復を目的とした立法案に向けて、欧州議会とEU理事会に対して迅速かつ野心的な合意形成を行うよう求めている。持続可能な農薬利用に関する規則案は、EUでの化学農薬の危険性と使用を2030年までに50%削減することを目的としており、加盟国は自らの削減目標を設定する。また、自然再生法（Nature Restoration Law）案では、2030年までに送粉者の減少を回復させ、農地に自然を取り戻すことを目指している。上記ECIは、農業における生物多様性の回復、持続可能な農業に向けた農家への支援、そして2035年までに合成農薬を廃止することを求めている。従って、欧州委員会は、こうしたECIによる提案の重要性は認めつつ、削減量などの数値に関しては、欧州委員会が提案した当初の数値のまま通す方針としている。	欧州委員会 : <a href="https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2084">https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2084</a>
05/04/2023	農薬規制	欧州議会および理事会の規則（EC）No 1107/2009 に基づき、活性物質オキサミルの認可の非更新を定めた、2023 年 4 月 5 日の委員会実施規則（EU）2023/741 が施行され、委員会実施規則	欧州委員会実施規則（EU）2023/741 : <a href="https://eur-">https://eur-</a>

		<p>(EU) No 540/2011 が修正された。加盟国は 2023 年 6 月 30 日までに、活性物質としてオキサミルを含む農薬の認可を取り消さなければならない。また、規則 (EC) No 1107/2009 の第 46 条に従って加盟国が与えた猶予期間は、2023 年 9 月 30 日までに終了することになる。本規則はすべての加盟国において拘束力を持って直接適用される。</p>	<a href="https://lex.europa.eu/eli/reg_impl/2023/741">lex.europa.eu/eli/reg_impl/2023/741</a>
05/04/2023	EU の大豆収穫量	<p>欧州委員会の当初予測によると、EU で 2023 年に収穫されるマメ科植物の生産面積は、1%減少して 250 万ヘクタール弱になる。大豆の栽培面積の減少が主な原因とされているが、飼料用エンドウとソラマメの生産面積は拡大する予定であり、マメ科植物の栽培面積としては過去 10 年間で 3 番目の大きさとなる。</p> <p>大豆の生産は、推定 100 万ヘクタールとされ、2018 年以降で最大の面積を占めている。今年 は前年比 9%ほどの面積減少が見込まれているが、依然として広大な生産面積を維持している。一方、2023 年の大豆収穫量は、過去最高の 280 万トン（前年よりも約 16%増加）に達する可能性があり、ドイツの農業市場調査機関の Agrarmarkt Informations-Gesellschaft (mbH) は、大豆面積の減少は、予測される収量の増加によって相殺されるとの調査結果を発表した。</p>	<p>欧州委員会 DG 農業・地域開発：  <a href="https://circabc.europa.eu/sd/a/2c8378abc686-449d-9dd1-65371ab30889/Oilseeds-dashboard_en.pdf">https://circabc.europa.eu/sd/a/2c8378abc686-449d-9dd1-65371ab30889/Oilseeds-dashboard_en.pdf</a></p> <p>Agrarmarkt Informations-Gesellschaft (mbH)  <a href="https://www.ufop.de/english/news/chart-week/">https://www.ufop.de/english/news/chart-week/</a></p>
05/04/2023	包装に含まれる化学物質	<p>欧州化学品庁 (ECHA) は、フッ素系界面活性剤 (PFAS) の規制案に関するコンサルテーションを開始した。協議期間は 2023 年 9 月 25 日までの 6 か月間で、関係者に PFAS の製造・使用・危険性に関連する科学的・技術的情報の提供を呼び掛けている。同コンサルテーションでは、社会的・経済的側面を評価できる専門家や代替物質に詳しい研究者を含む、幅広い利害関係者から意見を募集する。4 月 5 日には、本規制のプロセス、提案の内容、専門家協議会への参加方法に関するオンライン説明会が開催された。ECHA の危機評価委員会および社会経済分析委員会が、協議中に寄せられた意見をもとに規制案を評価し、方針をまとめる。</p> <p>危機評価委員会と社会経済分析委員会の提案内容と意見に基づき、最終的には、欧州委員会 が EU 加盟国と共同で規制案を決定する。同規制案は、農産物の包装規制に大きな影響力を持つとみられる。</p>	<p>欧州化学品庁：  <a href="https://echa.europa.eu/-/echa-seeks-input-on-proposed-pfas-restriction">https://echa.europa.eu/-/echa-seeks-input-on-proposed-pfas-restriction</a></p>
06/04/2023	グリーンディール	<p>欧州委員会は、EU のあらゆる企業による環境主張を統一的に具体化することを目的とした提案 (DSGC : Deal on the substantiation of Green Claims) を発表した。Copa-Cogeca は、この取組を歓迎し、特に農業食品分野でのモダリティーについて、いくつか改善が必要であるとした。さら</p>	<p>EU DSGC JD 23-24 :  <a href="https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-">https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-</a></p>

		<p>に同提案は、農林業部門の特殊性に対応した、EU として統一的な計算方法を導入する必要性も強調した。Copa-Cogeca は、環境主張の立証のための代替手法を認める一方、代替手法に対する普遍的かつ調和的な規制を組み入れるべきだとも述べた。同団体は、科学的に証明された信憑性の高い環境計画や枠組みに従い、農林業への投資を保護することが重要だとした。</p>	<p><a href="#">substantiating-green-claims</a></p> <p>Copa- Cogena:</p> <p><a href="https://copa-cogeca.eu/Flexpage/DownloadFile/?id=13406607">https://copa-cogeca.eu/Flexpage/DownloadFile/?id=13406607</a></p>
06/04/2023	RED III	<p>新たな再生可能エネルギー指令（RED III）について EU 理事会と欧州議会が暫定合意に達した。この新指令は EU における再生可能エネルギーの割合を 2030 年までに少なくとも 40% に引き上げること为目标とし、加盟国に拘束力のある国家目標を課している。さらに、バイオマスやバイオ燃料に対する持続可能性基準も導入され、再生可能エネルギーの発電に使用される資源への規制も強化される。特に森林から直接取り出されて使われる木質バイオマス（以下、森林バイオマス）の再生可能エネルギーに含め、RED の目標達成に算定できる基本的な枠組みが出来上がることになる。これは EU の気候・エネルギー目標の達成に向けた重要な一歩であり、新指令は今後、理事会と議会の双方によって公式な承認手続きが行われる予定である。欧州の産業界は、最終合意は受け入れ可能な妥協が図られたとみている。</p>	<p>RED II EU JD 23-24 :</p> <p><a href="https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/03/30/council-and-parliament-reach-provisional-deal-on-renewable-energy-directive/">https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/03/30/council-and-parliament-reach-provisional-deal-on-renewable-energy-directive/</a></p> <p><a href="#">Revision of the Renewable Energy Directive:</a></p> <p><a href="https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-revision-of-the-renewable-energy-directive">https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-revision-of-the-renewable-energy-directive</a></p>
09/04/2023	農薬規制	<p>フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)は、昨年 10 月に穀物に直接接触する方法での農薬使用を禁止する決定を行ったが、フランスの貿易・農業大臣は議会にて、同決定はフランスによる EU 域外への輸出には影響を与えないことを保証した。4 月 25 日に施行される同禁止令は、アルジェリア、エジプト、モロッコなど、害虫の駆除にホスフィン錠を使用した燻蒸を行う地域への輸出が脅かされる可能性があった。しかしフランス政府は、EU 域外への輸出について、農薬の最大残留基準からの免除が必要な場合は、EU 規則を参照して免除する方針としている。</p> <p>この禁止令は、農薬が穀物に直接接触する場合のみに適用されるものであり、燻蒸用のホスフィン錠剤の使用には影響しない。穀物生産者は、フランスの約 40 億ユーロの貿易黒字を生み出す穀物輸出の停止を回避するため、政府による迅速な対応を求めている。</p>	<p>ANSES :</p> <p><a href="https://www.anses.fr/fr/system/files/phyto/decisions/QUICKPHOST_PREX_2012-1071_D.pdf">https://www.anses.fr/fr/system/files/phyto/decisions/QUICKPHOST_PREX_2012-1071_D.pdf</a></p> <p>Reuters:</p> <p><a href="https://www.reuters.com/world/europe/france-says-pesticide-ban-will-not-hit-grain-exports-2023-04-11/">https://www.reuters.com/world/europe/france-says-pesticide-ban-will-not-hit-grain-exports-2023-04-11/</a></p>

11/04/2023	CAP 2023-2027 に関する入札発表	<p>欧州委員会は、農産物の生産と貿易の経済的側面を分析するサービスの枠組み契約を締結するための公募入札を開始した。この分析業務は、共通農業政策（CAP）およびそれに関連するツールの検証、農業・農村政策における今後の取り組みの検討、農業食品業界の分析、欧州および国際的な環境での農業・農村政策の実施状況の評価を支援することを目的としている。農業・林業経済や貿易、またはそれに関連する政策・公的支援・公的手段などが主な分析対象となっているが、流通、小売、輸送、貯蔵などサプライチェーンの他の部分も対象となる場合がある。</p> <p>入札書類の提出期限は2023年8月21日となっている。欧州委員会は、タイムリーで高品質な、独立した信頼性の高い分析を提供する5年間単一の枠組み契約を構築することで、主題分析に基づいた農業・農村政策分野における意思決定のサポートを目指す。</p>	<p>欧州委員会 DG 農業・地域開発：  <a href="https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2181">https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2181</a></p>
13/04/2023	EU の農産物貿易に関するデータ	<p>欧州委員会は、2022年のEU農産物貿易に関する最新のモニタリング結果を公表した。同報告書によると、EUの農産物の貿易額は4,015億ユーロ、貿易収支は580億ユーロの黒字で、農産物分野の貿易規模は世界トップとなった。報告書は、農産物の世界的な価格上昇にも関わらず、EUの幅広いネットワークによる貿易相手の多様化によって、年間を通じて安定した取引量を維持できた、としている。EU農産物の輸出は2298億ユーロに達し、2021年と比較して31%増加した。中でも穀物および穀物調製品・製粉製品の輸出量は最も増加している。さらに、EUは発展途上国への小麦輸出も拡大しており、主要輸出先はアルジェリア、モロッコ、エジプト、ナイジェリアとなっている。穀物類のほか、乳製品や豚肉もEUの主要な輸出品目となっている。</p> <p>EUの貿易相手国は依然として英国が第1位であり、次いで米国、中国となっている。一方、油糧種子製品とコーヒーの世界価格の上昇を主な原因として、輸入額は金額換算で2021年に比べ32%増加している。EUに輸入される製品の輸入元は依然としてブラジルが第1位、次いで英国、そしてウクライナとなっており、果実・ナッツ類とコーヒー、茶、ココア、香辛料が輸入品目の上位カテゴリーとなっている。</p>	<p>欧州委員会 DG AGRI Monitoring EU agri-food trade: developments in 2022：  <a href="https://agriculture.ec.europa.eu/document/download/7b271dbb-cc64-4191-acc1-f7c6ddda3478_en?filename=monitoring-agri-food-trade_dec2022_en.pdf">https://agriculture.ec.europa.eu/document/download/7b271dbb-cc64-4191-acc1-f7c6ddda3478_en?filename=monitoring-agri-food-trade_dec2022_en.pdf</a></p>
13/04/2023	食品規制	<p>欧州委員会は EFSA に対し、全鳥類種の抗酸化防御力を高めるために使われている、乾燥ブドウエキス（「Nor-Grape」）を含んだ飼料添加物の安全性と有効性に関する科学的意見の提出を</p>	<p>EFSA：  <a href="https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/ep">https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/ep</a></p>

		<p>求めた。この添加物は飼料用香料として、イヌを除くすべての動物種への使用が許可されている。</p> <p>動物用飼料に使用する添加物及び製剤又は物質に関する科学パネル（FEEDAP）は、この添加物は全鳥類種に対して安全であると結論付けている。動物の栄養面の添加物の使用は、消費者の安全性の面で懸念されることはない。しかし、提出されたデータからは、皮膚や目への添加物の影響については結論を出すことができなかった。また、吸入による健康被害の可能性も考えられる。</p> <p>一般的には、飼料添加物の使用は環境負荷に繋がるものではないと考えられている。しかし FEEDAP は、特定の使用条件下での添加物の効能については結論づけることができない、とした。</p>	<a href="https://efsa.europa.eu/ja/press/2023/04/10/2903-j.efsa.2023.7964">df/10.2903/j.efsa.2023.7964</a>
15/04/2023	食品規制	<p>EFSA は、ミネラルオイル飽和炭化水素類（MOSH）による健康上の懸念はないとする一方で、ミネラルオイル芳香族炭化水素類（MOAH）の危険性を警告している。EFSA が4月30日までコンサルテーションを行っている草案では、調査した2つの MOAH のうち1つは遺伝毒性物質を含む可能性があり、安全基準を満たすのは厳しいとした。ミネラルオイル炭化水素類（MOH）は、環境汚染、機械潤滑剤、離型剤、加工助剤、食品または飼料添加物の使用、食品接触材料からの移行を通じて、様々な食品に MOAH と MOSH の両方が含まれていることが判明している。最も高い濃度は植物油に見られ、若者、特に高濃度の MOSH を含む乳児用粉ミルクを与えられた乳児への健康被害が懸念されている。しかし MOAH に関するデータが不足しているため、EFSA は、食品中の MOAH の存在を定量化し、その危険性を分析するためにさらなる研究を行うべきだと勧告した。さらに、健康への長期的な影響に関する研究を続けることが特に重要だと述べた。</p>	<p>EFSA :</p> <p><a href="https://connect.efsa.europa.eu/RM/s/publicconsultation2/a0109000006qqHf/pc0400">https://connect.efsa.europa.eu/RM/s/publicconsultation2/a0109000006qqHf/pc0400</a></p>
15/04/2023	Food Regulation 食品規制	<p>欧州委員会は、野菜・果物、果汁・ジャム、蜂蜜、鶏肉、卵などの農産食品に関する現行の販売基準の改定を提案した。この改定は、消費者がより健康的な食生活を送るために、より多くの情報を得た上で選択することを支援するとともに、食品廃棄の減少に貢献することも目的としている。提案内容は以下の通り：</p>	<p>European Commission :</p> <p><a href="https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_23_2366">https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_23_2366</a></p> <p>European Commission Public Feedback</p>

- **原産地表示**：蜂蜜、ナッツ、ドライフルーツ、熟成バナナ、および加工・カットされた果物や野菜（包装されたサラダリーフなど）に対して、より明確に原産地を表示する。ミックスされた商品の場合は、原産国をラベルに表示することが義務付けられる。原産国の表示により、商品の透明性を高めることができる。また、これら食品の EU 域内における生産促進も期待される。
- **食品廃棄物**：例えば、生産者から消費者に直接販売される、いわゆる不良な果物や野菜（外見上の欠陥はあるが、地産地消に適しているもの）は、販売基準への準拠が免除される。それによって、消費者がより新鮮な果物や野菜を手頃な価格で購入する機会を増やす。さらに、短いサプライチェーンで事業を展開する生産者の利益にも繋がる。自然災害やその他の例外的な状況によって影響を受けた特定の製品についても、消費しても安全な限りは販売することができる。
- **包装**：寄付を目的とした製品は、主要なラベリング要件から免除される。包装過程やラベルを容易にすることで、事業者によるチャリティーによる貧困層への寄付などを促進することが期待される。
- **フルーツジュース**：（フルーツネクターとは異なり）糖分が含まれていないことを明確にするため、「糖分ゼロ(*with no added sugar*)」と表記することが可能になる。消費者の低糖質製品に対する需要の高まりに対応するため、改質された製品は、ラベルに「減糖 (*reduced-sugar*)」果汁と表示することができる。また、ラベル表示を簡略化し、消費者の嗜好に合わせるため、ココナッツジュースと並んでココナッツウォーターという言葉も使用できるようになった。
- **ジャムとマーマレード**：ジャムの果実含有量は、製品 1 キロあたり少なくとも 350 グラムから 450 グラム(良質な製品は 550 グラム) に引き上げられる。果実の含有量が全体的に増えることで、消費者は現在よりも砂糖が少なく、果実が多い製品を入手できる。また、これまで柑橘系のジャムのみ認められていた「マーマレード」という名称が、すべてのジャムに認められるようになり、現地で最も使われている名称に合わせる事が可能となる。
- **卵**：平飼い養鶏が行われる屋外エリアでのソーラーパネルの使用が可能となった。これにより、持続可能エネルギーによる電力供給がより促進される。また、卵のマーキングも農場で直接行われるようになり、トレーサビリティの向上も期待される。

Portal:

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules_en)

DG Agri COM(2023) 201:

[https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM\(2023\)201&lang=en](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM(2023)201&lang=en)

		<p>生鮮食品、野菜、卵、鶏肉に関する提案は、委任規則および実施規則によってカバーされる。また、本提案に対し、1 か月間、一般市民からの意見を受け付ける。その後、委任規則が採択され、欧州議会と理事会にて 2 ヶ月の審議期間を経る。欧州委員会は、この審議手続きが終わった後に、委任規則を発表する。ジャム、マーマレード、果汁、蜂蜜を対象とする提案は指令に含まれるため、欧州議会と理事会による通常の共同立法手続きを経た後、公表・発効されることになる。これと並行して欧州委員会は、豆類の原産地表示、およびサイダーとペリー（洋ナシを発酵させて作った発泡性ワイン）への新しい販売基準を採択することを視野に入れ、欧州議会と理事会に報告書を送付している。これらの製品は現在、EU の共通市場制度規則の販売基準の対象外となっている。</p>	
17/04/2023	アニマルウェルフェア	<p>欧州会計監査院による動物の輸送に関する傾向や特徴の解説によれば、欧州委員会と学術的な研究によって動物輸送に関する問題点が明らかになった。アニマルウェルフェア向上の観点から、改善が求められているという。また、今後の課題と機会として、動物輸送の代替手段の特定、消費者に対する良質な情報の提供、より持続可能な食品サプライチェーンに向けた構造改革、輸送コストと食肉価格への「動物の苦痛に対する貨幣価値」の反映、新技術の活用が挙げられている。この解説は、アニマルウェルフェア改革に関する欧州委員会の今後の提案に大きな影響を与えるものとみられる。</p>	<p>欧州会計監査院：  <a href="https://www.eca.europa.eu/Lists/ECADocuments/RV-2023-03/RV-2023-03_EN.pdf">https://www.eca.europa.eu/Lists/ECADocuments/RV-2023-03/RV-2023-03_EN.pdf</a></p>
18/04/2023	炭素循環	<p>2021 年 12 月に欧州委員会が発表した「持続可能な炭素循環（Sustainable Carbon Cycles）」に関する政策文書を巡り、欧州議会が 4 月 18 日に決議を採択した。同政策文書は炭素農法と産業分野における炭素再利用に関する取り組みをまとめたものである。欧州議会は決議文書の中で、こうした取り組みは気候変動を抑制できる可能性はあるが、EU は常に迅速かつ予測可能な排出削減を優先しなければならないと強調した。炭素農法に関しては欧州委員会に対し、持続可能な食料システム法の枠組みや共通農業政策の次期改革で利用するために、農場からの排出量と除去量の検証データを 2026 年に先駆けて入手できるようにすることを要請した。また、産業分野における炭素再利用については、工場からと大気からの炭素回収の二重計上を防ぐための CO2 追跡システムの確立と、炭素除去が逆行した際の人間の健康、気候、環境に与える損害に対する責任問題を明確にすることを欧州委員会に求めている。</p>	<p>欧州議会：  <a href="https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0104_EN.pdf">https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0104_EN.pdf</a></p>

19/04/2023	森林破壊	<p>欧州議会は 4 月 19 日、森林破壊に関連する製品について、EU 域内での販売を規制する法案を可決した。EU 域内で特定の商品販売するためには、商品が森林破壊に関連しないことを証明する書類を販売元から入手する必要がある。対象商品は、パーム油と牛肉、木材、コーヒー、ココア、ゴム、大豆、さらに、これらの商品を使用したチョコレート、家具、印刷紙である。欧州議会は、上記に加えてゴム、木炭、印刷紙製品、および多くのパーム油誘導体を対象商品に追加した。さらに欧州議会は、森林劣化の定義に「原生林や自然再生林を、人工林や他の森林に植え替える」ことも追加し、より広い定義に変更した。これらの製品は 2021 年以降、森林破壊や森林劣化に関与しないことが証明された場合のみ、EU 市場での販売や輸入が許可される。証明書は加盟国によって検査される。違反した企業は、EU 域内の年間売上高の最大 4% の罰金が科されるほか、公的調達や補助金の対象から一時的に排除される。</p> <p>欧州委員会は、欧州グリーンディールに基づく政策として、2009 年 11 月にこの法案を発表していた。同法案は今後、EU 理事会で正式に承認される見通しである。その後、大企業では 18 ヶ月後、中小企業には 24 ヶ月後から適用される。</p> <p>世界最大のパーム油輸出国であるインドネシアとマレーシアは、市場アクセスを阻害するとして、この法案に反対している。欧州委員会は、本規則の施行後 18 ヶ月以内に、客観的かつ透明性のある評価に基づいて、国や地域を低リスク・標準リスク、・高リスクに分類する。低リスク国の製品は、簡略化されたデューデリジェンス手続きの対象となる。検査される製品の割合は、国のリスクレベルに応じて事業者に行われる（高リスク国は 9%、標準リスク国は 3%、低リスク国は 1%）。所管 EU 当局は、事業者が提供する位置情報などの関連情報にアクセスし、衛星監視ツールや DNA 分析なども参照しながら、製品がどこから来たのかを審査する。</p> <p>同法案は今後、理事会で正式に承認される必要がある。その後、EU 官報に掲載され、20 日後</p>	欧州議会： <a href="https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0109_EN.html">https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0109_EN.html</a>

		に発効する。	
19/04/2023	穀物禁止措置に対する欧州委員会の対応	<p>欧州委員会は4月19日、ウクライナに隣接するブルガリア、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、ルーマニアの5加盟国およびウクライナの代表との会合を持ち、これらの加盟国が表明した特定品目のEU生産者の環境悪化に対する懸念に対処する包括的な提案を行った。提案には、関連農家に対する第2弾農業金融支援、主要産品への例外的な保護措置、「連帯レーン」によるウクライナの穀物輸出を促進するための措置が含まれている。ただし、加盟国が独自の輸入禁止措置を解除することを条件としている。同声明は、各国単独の解決策ではなく、EU共通の取り組みを促進することで、禁止措置の乱立によるEU市場危機を回避することが重要だと強調している。欧州委員会は、5加盟国およびウクライナの意見を配慮しながら、迅速な解決に向けて政治協議を継続する。</p>	<p>欧州委員会：  <a href="https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_23_2370">https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_23_2370</a></p>
21/04/2023	地理的表示	<p>欧州議会の農業委員会は、高品質の農産物を保護するために、EU地理的表示の新規則に関する立場を採択した。農業委員会所属議員のうち、賛成46票、反対0票、棄権0票で、ワイン、蒸留酒、農産物の地理的表示(GI)の登録と保護、および農産物の品質保証制度に関するEU規則の改革に向けた報告書を採択した。さらに、オンライン上でGIを保護するために、GIの名前を悪用したすべてのドメインが自動的に閉鎖されるか、GIを合法的に使用する生産者に割り当てられるようにすることを求めた。また、EU知的財産庁(EUIPO)は、GIを保護するために、ドメイン名の登録を監視するアラートシステムを確立すべきだとした。加工品の生産者は、GIが登録されている材料を含む製品であっても、その商品名にGIを使用することは(生産者団体の許可がない限り)原則禁止されている。</p> <p>同報告書は、生産者に分かりやすい制度を整えるために、欧州委員会が新しいGIを登録するまでの期間の短縮(現行の6か月間から5か月間へ)や延長期間の制限(最大3か月。正当な場合のみ適用される)を提案した。欧州議会は、改正手続きの迅速化と作業負担の軽減のため、既存のGI登録の変更要請は欧州委員会ではなく各国当局が管理すべきとした。その代</p>	<p>欧州議会：  <a href="https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230414IPR80104/new-rules-for-eu-geographical-indications-to-protect-products-and-producers">https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230414IPR80104/new-rules-for-eu-geographical-indications-to-protect-products-and-producers</a></p> <p>Procedure File Amending Regulations (EU) No 1308/2013, (EU) 2017/1001 and (EU) 2019/787 and repealing Regulation (EU) No 1151/2012 .:</p> <p><a href="https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0089(COD)&amp;l=en">https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0089(COD)&amp;l=en</a></p>

		<p>わり、EU 知的財産庁ではなく農業の専門的知見を持つ欧州委員会が GI 制度の管理を継続するよう要望した。</p> <p>また、報告書は、EU のポータルサイトで消費者に公表される報告書において、生産者が消費者に対して社会的および環境的持続可能性への取り組みを説明すべきだと提案した。さらに、EU 諸国が指定する特定の GI 公認生産者グループはより多くの責任を負うべきだとし、GI 名の使用に関する最低条件の設定や GI の公正な使用の監督などを求めた。また、認定された生産者団体は、その GI の生産者全員から義務的な資金拠出を受けることができるようにすべきだとした。</p> <p>農業委員会の報告書は今後、5月31日から6月1日まで開催される欧州議会の本会議で採決される予定である。採択後、理事会の準備が整い次第、EU 各国政府との協議が開始される。</p>	
25/04/2023	食品のラベル表示	<p>欧州議会農業委員会は、オーガニック・ペットフードの表示の新規則に関する見解を示した。同委員会は賛成 45 票、反対 1 票、棄権 1 票で、最終消費者が購入するペットフードのラベル表示を、有機食品のラベル表示と統一するという新規則を支持した。既存の製品および包装資材の廃棄を防ぐため、欧州議会は 6 ヶ月の経過措置期間を設けることを提案した。その期間、オーガニック・ペットフードの在庫は、新たに EU オーガニックロゴを包装に追加することなく販売することができる。また、主原料が狩猟や漁業に由来するオーガニック・ペットフードの生産者が、特別なラベル表示を使用できるようにすることも提案している。規則の最終化に向けて加盟国と交渉することで合意している。</p> <p>この決定は、5月8日から11日にかけて開催される欧州議会の本会議で発表される。本会議で異論がなければ、理事会の準備が整い次第、加盟国との協議が開始される。規則案には、原材料に含まれる農産物について、製品に対する重量比 95%以上の割合でオーガニックの場合、ペットフードの包装にオーガニック表示を付与できると明記されている。</p> <p>この規則は、オーガニック製品に関する新しい法的枠組みの結果として提案されたもので、これにより、オーガニック・ペットフードに含まれるオーガニック原料の最低含有率に関する</p>	<p>EU 有機規則 (EU) 2018/848 :  <a href="https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/eu-rules-on-producing-and-labelling-organic-products-from-2022.html">https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/eu-rules-on-producing-and-labelling-organic-products-from-2022.html</a></p>

		<p>国別規則が無効となる。オーガニック・ペットフードは市場全体において5~6%のシェアを占めており、食品として販売されない家畜の廃棄部位の販売先となっている。</p>	
26/04/2023	農薬規制	<p>欧州環境庁（EEA）はEU加盟国に対し、農薬使用量の削減を促す報告書を発表した。農薬は人の健康や生物多様性、自然環境に有害な影響を及ぼすにも関わらず、EUにおける農薬の販売量は2011年以降、年間約35万トンを維持している。報告書は、ユーロスタットのデータを引用し、2020年以降、ヨーロッパ各地の河川や湖沼の観測地点のうち22%の地点で、懸念される基準を超える農薬が1種類以上検出されたとした。最も多く検出された農薬は殺虫剤と除草剤であった。また、主に飲食を通して化学農薬を摂取することで、心疾患、呼吸器疾患、神経疾患などの慢性疾患や、がんの発症に繋がる可能性がある。子どもは大人よりも農薬にさらされていることも判明した。</p> <p>昆虫は食料生産において重要な役割を果たしているが、農薬汚染は、欧州域内の昆虫の個体数の著しい減少の原因となっている。一部のEU加盟国は農薬の販売量を減らしている一方、一部では使用料を増やす動きもある。そのため報告書では農薬使用量の削減を求め、農薬の使用量を全体的に削減させながら作物の収量を維持できるアグロエコロジーなどの代替モデルを提案している。</p>	<p>欧州環境庁（EEA）：  <a href="https://www.eea.europa.eu/publications/how-pesticides-impact-human-health/">https://www.eea.europa.eu/publications/how-pesticides-impact-human-health/</a></p>
25/04/2023	炭素除去	<p>EU理事会は欧州委員会からの情報に基づき、炭素除去（Carbon Removals）技術の認証に関する規制案について、農業・林業の側面から政策討論を行った。加盟国閣僚はこの規則案を歓迎し、EUの気候目標への貢献と、農家や森林管理者の所得向上を期待した。</p> <p>議論では、以下の必要性を含め多くの指摘がなされた：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 科学的データに基づき、炭素除去の質と量を測定する信頼性のある方法を確立すること</li> <li>- 食料安全保障の確保と同時に、共通農業政策や関連する環境法との一貫性を確保すること</li> <li>- すでに炭素除去を実践している農家、森林管理者、土地所有者に対して十分なインセンティブを提供すること</li> <li>- 特に小規模農家に対する過度な事務的・経済的負担を防止し、自主的な対策を推進すること</li> <li>- 地域や国の特性を考慮すること</li> </ul>	<p>EU理事会：  <a href="https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/agrifish/2023/04/25/">https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/agrifish/2023/04/25/</a></p>

25/04/2023	バイオエコノミー	<p>4月25日開催のEU理事会は、欧州グリーンディールに基づいて現在直面する課題の解決に取り組む、環境・気候目標を達成するために、農村部におけるバイオエコノミーの可能性を強調する結論文書を取りまとめた。閣僚は、EUの競争力強化、化石燃料からの脱却、さらに食料安全保障の強化においてバイオエコノミーは重要であるとしている。また、研究・技術革新の必要性、科学的進歩と産業政策の整合性も強調された。これらの結論は、EU加盟国においてバイオエコノミーを発展させるための指針となる。例えば、EU議長国スウェーデンのPeter Kullgren 農村担当大臣は、雇用創出と農村再生の促進のために、農村部のバイオエコノミー促進に積極的に取り組んでいると強調した。</p>	<p>EU理事会：  <a href="https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/agrifish/2023/04/25/">https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/agrifish/2023/04/25/</a></p>
26/04/2023	食料安全保障	<p>欧州議会農業委員会は、Marlene Mortler 欧州議員(EPP)の「EU農業の食料安全保障と長期的なレジリエンスの確保」に関する報告書を採択し、グリーンディールが食料安全保障を損なうことがあってはならないと主張した。報告書は、欧州委員会による農家支援、市民が購入しやすい価格の維持などを短期的視点から評価した一方、中期的な視点からグリーンディールの累積的影響を包括的に分析することも求めている。また、報告書は、農場での循環性を高めるための技術革新と代替肥料の必要性についても言及している。</p>	<p>EPP：  <a href="https://www.eppgroup.eu/newsroom/news/green-deal-mustn-t-jeopardise-food-security">https://www.eppgroup.eu/newsroom/news/green-deal-mustn-t-jeopardise-food-security</a></p>